

# 不当判決に屈しない

2025年3月5日

原発なくそう！九州川内訴訟弁護団

鹿児島地方裁判所は、2025年2月21日、川内原子力発電所1号機2号機の操業停止等を求めた住民の訴えを退けた。住民側の敗訴である。

本判決は、福島第一原発事故の教訓を全く無視して原子力規制行政に追従し、司法としての判断を実質的に回避し、責任を放棄した極めて不当な判決である。

本判決は、原発の安全性に係る「基準の策定及び審査については、想定すべき自然災害の規模等も含め」、原子力規制委員会の「判断に委ねたもの」であり、新規規制基準は「社会通念上求められる程度の安全性を具現化したものである」として、「規制委員会によって当該基準に適合するものと判断された原子炉施設」は、「安全性を具備するものと一応推認するのが相当」と判示した。しかし、福島第一原発事故は、原子力規制行政の想定を超える規模の地震・津波によって発生したものであり（ただし、専門家の間では危険を指摘する声があった）、その教訓は、不確実性を踏まえた保守的な想定を行わなければならないということ、原子力規制行政に対する健全な批判的検討を行い、司法が厳格にチェックする必要があるということである。本判決のこのような判断枠組みは、完全に、福島第一原発事故以前の安全神話の時代に戻ってしまっており、とりわけ、福島第一原発事故の教訓を踏まえて改正された原子力関連法令等の解釈として、想定すべき自然災害の規模を含めて規制委員会の判断に委ねたなどというのは、余りにも理解に苦しむものというほかない。

また、本判決は、住民側の主張を捻じ曲げて解釈し、そのうえで排斥している点が多々見られる。たとえば、住民側が、専門家の見解をふまえて、風向・風速を月ごとに平均し、風向・風速が互いに打ち消し合って過小となったデータをもとに降下火砕物の層厚の設定をしていることを不合理と主張したのに対し、原判決は、「想

定し得る限り最悪の影響を与える風向及び風速を考慮することを求める」と曲解して住民側の主張を排斥しているが、住民側が指摘しているのは要するに現実に観測されているはずの風向・風速すら想定されていないことであり、想定し得る限りの最悪の風向・風速が想定されていないことではない。

また、住民側が提出した証拠が引用されている部分についても、つまみ食いの特定部分のみを抜き出し、むしろ住民側に不利に解釈するという恣意的な評価まで行われている。たとえば、マグマ溜まりの状況を正確に把握して破局的噴火の予測を行うことは不可能とする火山学者の見解についてマグマ溜まりの状態を概括的に推定することは可能との見解を述べるものと曲解し、マグマ溜まりの増減はモニタリングできるかもしれないがそもそもどれぐらいたまっているのかは分からないとする火山学者の見解についても同様の趣旨に曲解している。

上記のように、本判決は、被告の主張を安易に採用し、また、それに対して危険を指摘する専門家の見解がいくら存在しても耳を傾けないかのような判断をしている。これでは、どんなに危険を指摘する専門家の声があっても、原発は稼働できることになる。結論ありきで恣意的な判断というほかない。

本判決は、冒頭で述べたような原子力規制行政に対する追従ゆえか、被告の想定及び対策によって本件原発の安全が確保されるかという最も重要な事を真摯に考慮していない。たとえば、基準地震動の設定にあたっても現実に発生した観測記録さえ重視しなくてもよいかのような判決となっており、原子力発電所に求められる耐震安全性の水準をあまりに低いものとしている。

本判決のような判断では、次なる福島第一原発事故を防ぐことなど到底できない。本判決に決定的に欠けているのは、万が一、安全の確保されない原発で深刻な事故が起これば、日本が壊滅しかねないような途轍もない被害が生じるという危機感と想像力である。

本判決は、司法の役割を完全に放棄している。到底受け入れることはできない。

以上の理由から、住民側は控訴し、川内原発稼働差止を求める取り組みを今後も続ける次第である。

以上